

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

財団法人鳥取県環境管理事業センターからの償還金を鳥取県産業廃棄物適正処理基金に積み立てることができるようになるとともに、設置目的に定める事業が完了した鳥取県ふるさと雇用再生特別基金及び鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県産業廃棄物適正処理基金に積み立てる額は、産業廃棄物処分場税のほか、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- (2) 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金及び鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金は、廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。